

# ○但馬広域行政事務組合議会傍聴規則

平成7年11月1日

議会規則第3号

第1条 傍聴席は、公衆席、招待席及び新聞記者席とする。

第2条 公衆席で傍聴しようとする者は、到着順に受付に申出で係員の指示に従って着席しなければならない。  
但し、議長に於て必要があると認めた場合は傍聴券を発行してこれを制限し、満員の場合は入場を拒絶することができる。

第3条 傍聴者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- (2) 杖の類を携帯しないこと。
- (3) 会議の言論に対し可否を表明しないこと。
- (4) 喧騒に亘り議事を妨害しないこと。
- (5) 如何なる理由があっても議場に入らないこと。

第4条 凶器その他危険のおそれのあるものを携帯した者及び酒気をおびた者又は13歳未満の者、その他議長に於て取締上必要があると認められる者は、傍聴席に入場することができない。

第5条 傍聴者は会議散会后直ちに退場しなければならない。

第6条 傍聴者がこの規則に違反し又は議長の指示に従わず、議場の秩序を乱すおそれがあるときは、議長は、傍聴者に退場を命ずることができる。

第7条 地方自治法第115条第1項ただし書の議決があったときは、すべての傍聴人は退場しなければならない。

## 附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。